

松野町国土強靱化地域計画（概要版）

国土強靱化の基本的な考え方

計画の目的

近年、我が国では、気候変動の影響等による風水害の頻発や激甚化、南海トラフ地震などの巨大地震の発生等が懸念されており、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月施行）」（以下、「基本法」という。）に基づき、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土・産業政策も含めた総合的な国土強靱化を推進しています。国では「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）（以下、「基本計画」という。）を策定し、平成 30 年 12 月に変更しました。また、愛媛県においても、「愛媛県地域強靱化計画（平成 28 年 3 月）」を策定、令和 2 年 3 月に見直し、国土強靱化に関する施策を推進しています。

本町においても、平成 30 年 7 月豪雨等の近年発生した災害から得られた知見を反映するとともに、南海トラフ巨大地震等により甚大な被害を出さないよう、従来の「事後対策」ではなく、あらゆる危機を想定した備えを行う「事前対策」を重視し、安全・安心で持続可能なまちづくりを推進するため、松野町国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

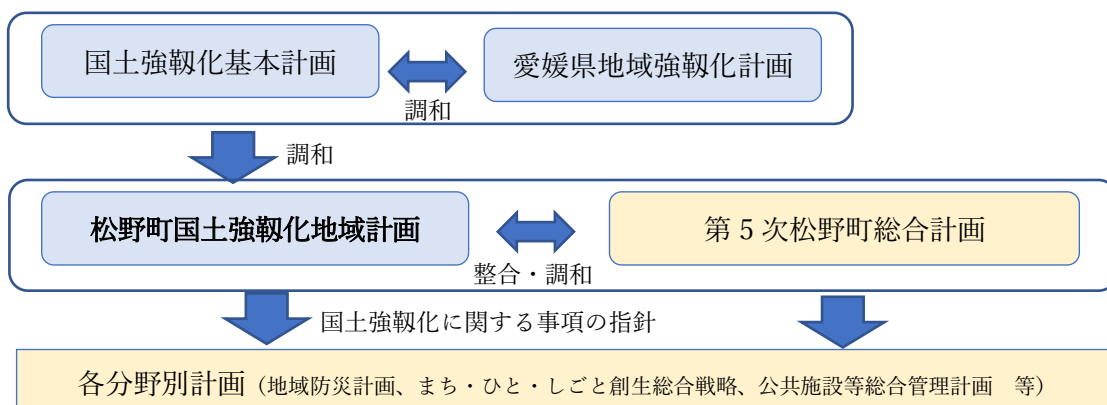
基本目標

本町は、町民、地域、企業及び国・県等と協働して、下記の 4 つを基本目標とした「強さ」と「しなやかさ」のある地域社会・経済の構築に向け地域強靱化への取組を推進します。

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 町の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- ④ 迅速な復旧復興が図られること。

本計画の役割と位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画にあたり、本町の総合計画と整合・調和が図られ、国土強靱化に係る部分については、地域防災計画など様々な分野別計画の指針となります。本計画を手引きとし、関連計画を順次見直しながら必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進します。



計画期間

本計画は令和2年度（2020年度）から、令和6年度（2024年度）の5年間とします。

国土強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、迅速な復旧・復興等に向け、以下の基本的な方針に基づき推進します。

- 町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかを、あらゆる側面から検証しつつ取り組みます。
- 短期的な視点によらず、時間管理概念と証拠に基づく政策立案（EBPM）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野をもって計画的に取り組みます。
- 地域特性を活かした災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高めます。

基本的な進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、PDCAサイクルを繰り返して進めます。

想定するリスク

本計画で対象とする「想定するリスク」は過去に発生した大災害をはじめ、今後、高い確率で発生が懸念され、特に甚大な被害が発生する可能性のある次の2つの災害を対象とします。

想定するリスク	理由
地震	○本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、最大で震度6強が想定されています。 ○今後30年以内に南海トラフでM8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%（令和2年1月1日現在）となっており、地震発生危険性は年々高まってきています。
風水害 （土砂災害）	○本町は台風等の豪雨による浸水、土砂災害に見舞われた経験があります。特に平成30年7月豪雨では大きな被害となっています。 ○近年、地球温暖化等の影響を受け、台風が大型化しているほか、県内各地で集中豪雨による被害も激化しています。



▲広見川洪水状況（虹の森公園付近）



▼保健センター駐車場の浸水状況

平成30年7月豪雨の被害

脆弱性の評価と強靱化の推進方針

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、4つの基本目標を達成するため、8つの「事前に備えるべき目標」と20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	最大限の人命保護	(1)	地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		(2)	風水害による住宅地の浸水や土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保	(1)	生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(2)	長期にわたる孤立地域の発生
		(3)	消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
		(4)	大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		(5)	医療・保健・福祉機能の麻痺
		(6)	被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生
3	行政機能の確保	(1)	行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
4	情報通信・情報サービスの確保	(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		(2)	情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
5	経済活動の機能維持	(1)	サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下
		(2)	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
6	ライフライン、交通等の早期復旧	(1)	ライフライン、道路交通の長期間にわたる機能停止
7	二次災害・複合災害の抑制	(1)	複合災害等の大規模な二次災害の発生
		(2)	有害物質の拡散・流出
		(3)	農地、森林等の荒廃
8	強靱な姿で復興する条件の整備	(1)	災害廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		(2)	人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ
		(3)	生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ



地域強靱化を行うために必要な推進方針を、次のように整理し、強靱化への取組を推進します。

1 最大限の人命保護

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取り組み）の項目
(1)	地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅・建築物等の耐震化 ○空き家対策 ○電柱、ブロック塀等に対する対策 ○火災対応 ○災害対応能力の向上 ○南海トラフ地震臨時情報への対応
(2)	風水害による住宅地の浸水や土砂災害等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○河川堤防等治水施設の整備、管理 ○防災ハザードマップの作成、情報提供等の実施 ○土砂災害防止施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定の推進 ○農林業保全施設等の整備

2 迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保

(1)	生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	<ul style="list-style-type: none"> ○応急給水・燃料供給体制の整備、非常用備蓄の促進 ○救援物資受入体制の整備 ○緊急輸送道路などの災害対応力の強化
(2)	長期にわたる孤立地域の発生	○孤立集落対策の実施
(3)	消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> ○救助・救急機関等との連携の強化 ○消防機関の災害対策用資機材や情報通信基盤の充実
(4)	大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅困難者等への対策 ○観光客の帰宅困難対策

(5)	医療・保健・福祉機能の麻痺	○医療機関の稼働対策や重傷者の広域搬送 ○保健衛生活動や福祉支援体制の強化
(6)	被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生	○避難所の運営体制の充実 ○感染症の早期把握とまん延防止に向けた体制の整備 ○広域火葬体制の構築

3 行政機能の確保

(1)	行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下	○事業継続計画（BCP）の推進 ○災害対策本部の機能強化、災害対応力の強化 ○通信・情報システムの充実
-----	----------------------------	---

4 情報通信・情報サービスの確保

(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○防災拠点施設等における停電対策 ○通信事業者との連携強化
(2)	情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ	○災害関連情報の伝達手段の多様化 ○防災・減災意識の向上等 ○適切な避難行動の呼びかけ ○災害時要支援者対策

5 経済活動の機能維持

(1)	サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下	○事業者の事業継続計画（BCP）策定支援 ○事業活動の再開に向けた支援体制の整備
(2)	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下	○食料等の供給体制の確保 ○物流機能等の維持・早期再開

6 ライフライン、交通等の早期復旧

(1)	ライフライン、道路交通の長期間にわたる機能停止	○ライフラインの防災対策の推進 ○エネルギー供給の多様化 ○水資源の確保や節水型社会づくりの推進 ○汚水処理施設等の防災対策の推進 ○緊急輸送道路の災害対応力の強化、代替ルートの確保
-----	-------------------------	---

7 二次災害・複合災害の抑制

(1)	複合災害等の大規模な二次災害の発生	○住宅密集地での延焼防止対策 ○建物倒壊等による交通麻痺対策 ○ため池等の防災対策
(2)	有害物質の拡散・流出	○有害物質の拡散・流出対策 ○原子力防災対策の充実強化
(3)	農地、森林等の荒廃	○農地や農業用施設等の適切な保全管理 ○森林が有する多面的機能の維持

8 強靱な姿で復興する条件の整備

(1)	災害廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	○災害廃棄物処理体制の充実 ○廃棄物処理関係団体等との連携
(2)	人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ	○復旧・復興を担う人材等の確保 ○地域コミュニティの活性化 ○文化財の防災対策
(3)	生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ	○生活支援体制の整備 ○復興方針の策定体制の整備 ○風評被害の防止

重点プログラムの設定

プログラムの重点化の考え方と設定方法

本計画では、国の基本計画で設定された事態を参考に、脆弱性評価のプロセスを踏まえ、20の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

さらに、本町の特性や被害想定を勘案し、以下に示す視点から優先度を総合的に判断し、「重点化すべきプログラム」として選定しました。この「重点化すべきプログラム」については、関連する施策の進捗状況を踏まえつつ、施策の具体化や高度化などを含め、特に取り組みの重点的推進に努めるものとします。

- 「起きてはならない最悪の事態」による本町での被害想定の大きさや当該事態が与える影響の大きさを評価
- 国・県・民間事業者など、それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで事態の回避に向けた取組を推進する上で、本町が担うべき役割の大きさを評価
- 当該事態を回避することにより、他の複数の事態の回避や被害軽減への寄与度を評価

重点化すべきプログラムの一覧

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	最大限の人命保護	(1)	地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		(2)	風水害による住宅地の浸水や土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保	(1)	生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(2)	長期にわたる孤立地域の発生
		(3)	消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
3	行政機能の確保	(1)	行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
4	情報通信・情報サービスの確保	(2)	情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
5	経済活動の機能維持	(1)	サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下
6	ライフライン、交通等の早期復旧	(1)	ライフライン、道路交通の長期間にわたる機能停止
7	二次災害・複合災害の抑制	(1)	複合災害等の大規模な二次災害の発生
8	強靱な姿で復興する条件の整備	(2)	人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ